

【小論文】

（設問1）について

近年において、コンビニはその業務を拡大し、単なる商品の小売から生活サービスや行政サービスさらには防犯や医療、そして地震等の非常事態におけるサービス支援の拠点ともなっている（さらには地産地消や地域の雇用確保といった地域貢献の機能も注目されつつある）。結果として、その利用者からいえば、日常生活の継続に不可欠な社会的インフラとしての機能を持ちつつある。他方で、我が国の社会は、①高齢者の高齢化（行動範囲の縮小）、②単身世帯の増加（買い物需要の小口化）、③共稼ぎ世帯の増加（行動時間の制約）という方向に動いている（なお、資料1で取り上げた文献は、この3つの要素を分析のためのキーワードとしているが、とくにこの点を（設問3）で取り上げてほしいために、あえて資料1には示していない）。そのような方向への社会の移行は、コンビニの業務拡大とともに、コンビニのワンストップ的なサービス拠点としての重要性を増加させてきている。資料2に示したように、地方自治体自身がコンビニの設置に積極的に行動しようとしていることはこのことを補強している。

しかし、このようなコンビニの社会的インフラとしての重要性の反面として、それにアクセスすることに困難な人々は、そのようなインフラを欠くことになる。その意味で、『コンビニ難民』は、「買い物難民」以上の深刻な事態に直面する（すでに直面している）ことになる。特に高齢の単身者にとって、コンビニ難民となることは、社会的インフラを欠いた状況での生活を強いられることになり、生活の継続さえ困難となる。このことを踏まえて（設問3）において、受験者の見解を聞きたいとするのが出題の趣旨でもある。

（設問2）について

第三次産業における労働の特徴は、「単純化・定式化・マニュアル化」であり、とくにコンビニにおいては、本部の指示に従い、マニュアル通りに業務を遂行すれば足りるようになっており、『高度の労働』は必要とされない。そのために、オーナーだけでなくアルバイトであっても、本来アルバイトに期待されるはずの単なる補助的労働力ではなく「基幹的労働力」を担うことが可能であるし、また、現実にもその役割を果たしている。他方で、（設問1）で見たように、コンビニが担う業務は——「高度の労働」は必要ではないとしても——多様化・複雑化しており、その負担は重くなっている（負担が大きくなるために、かえって責任感ややりがい意識が生じ、雇う側に利用されているとの指摘もある）。また、特に学生アルバイトであれば、その社会的経験の乏しさゆえに、要求に対して従順で、自分が求められていることが不合理であることに気付かない場合も多い。

さらに、フランチャイズ制のために、各コンビニは本部の要求に従わざるを得ず、本部の指示の枠内で運営せざるを得ない。例えば、24時間営業が義務付けられている場合に、あ

る「シフト」の担当者（アルバイト等）が急に欠勤した場合にはそのシフトを誰かが負担せざるを得ない。多くの場合にはオーナーが担当していると思われるが（そのためにオーナー自身の過重労働も指摘されている）、オーナーとしては弱いものに責任を押し付ける傾向が生じ、ブラックバイトの発生を誘発する傾向が生じる。この実例が資料4に示したような事例である。

（設問3）について

これからの日本社会は、全体としての人口減少とともに、高齢化の一層の進展、単身世帯の増加、共稼ぎの増加という傾向に直面することになる（さらに外国人の増加も予想される）。そのような社会におけるコンビニの社会的インフラ化に伴い、コンビニの重要性は一層増加することになる。そのために「コンビニ難民」を増やさないあるいは減らしてゆく方策が求められる。その方策として多くのことが考えられるが、「私」に頼る方向と「公」に頼る方向が考えられる（もちろん両者は必ずしも矛盾するものではない）。さらに、コンビニの影の部分の解消をも視野に入れておく必要がある。

コンビニ難民を少なくするための方策としての「私」の側面としては、コンビニの新規出店の障害となっているとされる「市街化調整区域における制限」の撤廃や外国人労働力に対する規制緩和等の、公による規制の緩和——私のエネルギーの活用——が考えられる（資料1の著者はこの方向に賛成のようである）。しかし、これらの方策については、より大きな視点からの検討が必要となる。

「公」の側面としては、資料2に示されたように自治体の協力が考えられる。さらに、将来的には、人口減に伴う過疎化の問題を縮小するために都市のコンパクトシティ化も考慮する必要もあるかもしれない。

他方、影の部分の解消を図るためには、労基法等の法令の順守を徹底させるための努力が必要となる。また、24時間営業や閉店時間禁止等が真に必要なのかを真剣に検討すべきである。ただ、この問題は個々のコンビニでは解決できるものではなく、本部の判断変更に関わなければならない。「コンビニの一人勝ち」と言われ、コンビニのフランチャイズ経営者が「経営の神様」扱いされ、マスコミにも彼らに対する批判がほとんど見られない現在（このこと自体大きな問題である）においては、結局「公」による規制に頼るしかないのだろうか。

以上